

都市計画法第53条の許可について

1 許可申請が必要な場合

都市計画において定められた道路や公園等の都市計画施設の区域、又は土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業の施行区域内に建築物を建築しようとする場合は、市長の許可が必要となります（都市計画法第53条第1項）。この規定は、都市計画として決定される計画について、将来の事業実施を円滑に行えるよう、一定の制限を課すものです。

○許可申請にあたって、下記の点に注意してください。

- (1) 建築確認申請は、許可を受けてから行う必要があります。
- (2) 建築物の床面積が10㎡未満のもので、都市計画施設等の区域内であれば許可が必要となります。
- (3) 建築物の敷地の一部が都市計画施設等の区域内であっても、建築物が都市計画施設等の区域外である場合は、許可申請は不要です。

2 許可の基準

次の(1)又は(2)に該当するときは、許可となります。

（都市計画法第54条、上尾市都市計画法第53条第1項の許可に関する規則に基づく）

- (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- (2) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。

※上尾市審査基準の改定により、**木造や鉄骨造等の3階建て**まで許可の範囲を広げました。

（平成15年10月1日より）

ロ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※特殊な形状、工法による建築物、及び工作物、または設備については申請前に事前協議をお願いします。（例：浄化槽、地下貯蔵槽、直接基礎以外の基礎、携帯基地局、機械式駐車場等）

3 許可申請に必要な書類

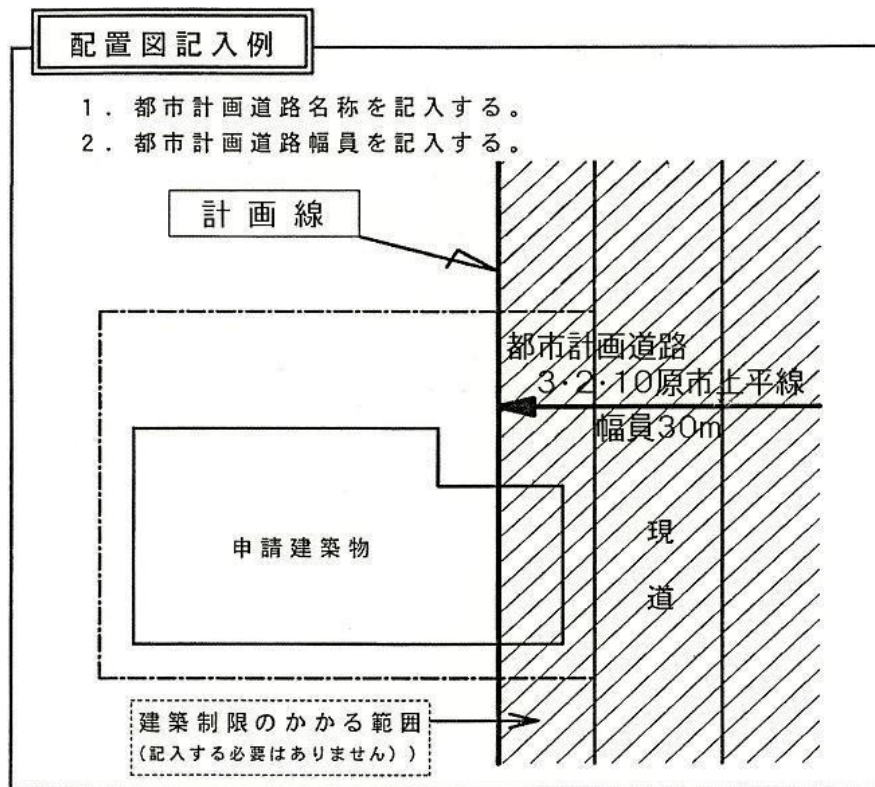
(1) 許可申請書 正・副各1部（規則 第1号様式）

(2) 添付書類 下記に示す種類の図面 2部

①委任状（代理申請の場合のみ）

②都市計画図（コピーでも可）

- ③位置図（縮尺は適宜とし、方位、施工箇所、道路並びに目標となる土地及び建物を明示した付近見取り図）
- ④公図写し（コピーでも可）
- ⑤配置図（縮尺は1／500以上のもので、方位を示すこと。建築物の一部が都市施設の区域にかかる場合は、都市計画道路の計画線（名称及び幅員）等を記入する。）



- ⑥平面図（縮尺1／200以上のもの）
- ⑦立面図（原則として2面以上、縮尺1／200以上のもの）
- ⑧断面図（原則として横断面及び縦断面図の2種類とし、縮尺は1／200以上のもの）
- ⑨主要構造部分の材料の種別及び寸法が記載された図面（^{かなばかり}矩計図、構造図等）

※ただし、⑥～⑧までの図面中にこれらの内容が記載されている場合には、省略できます。

4 標準処理期間、許可書の受領

標準処理期間 7日（関係機関との協議に要する期間及び土日祝日、及び申請に不備があった場合の補正等に必要な期間を除く。）

許可書を受け取る際には、受け取る方の認印を持参してください。

5 申請先、問い合わせ先

上尾市役所行政棟6階 都市計画課 電話：048-775-7629（直通）